

議題 1-2 供用開始時期について

(P. 8)

II 施設の設計及び建設等に関する要求水準

5. 施設概要

(6) 供用開始時期

平成 26 年 4 月 1 日

(P. 28)

II 施設の設計及び建設等に関する要求水準

8. 設計及び建設関連業務

(2) 事前調査業務及びその関連業務

ア 業務期間

- ① 事前調査業務及びその関連業務の期間は、本施設の供用開始に合わせるように事業者が計画する。なお、具体的な期間については事業者の提案に基づき事業契約で定める。
- ② 事業者は関係機関と十分に協議し、事業全体に支障のないようスケジュールを調整し、円滑に推進するよう期間を設定する。

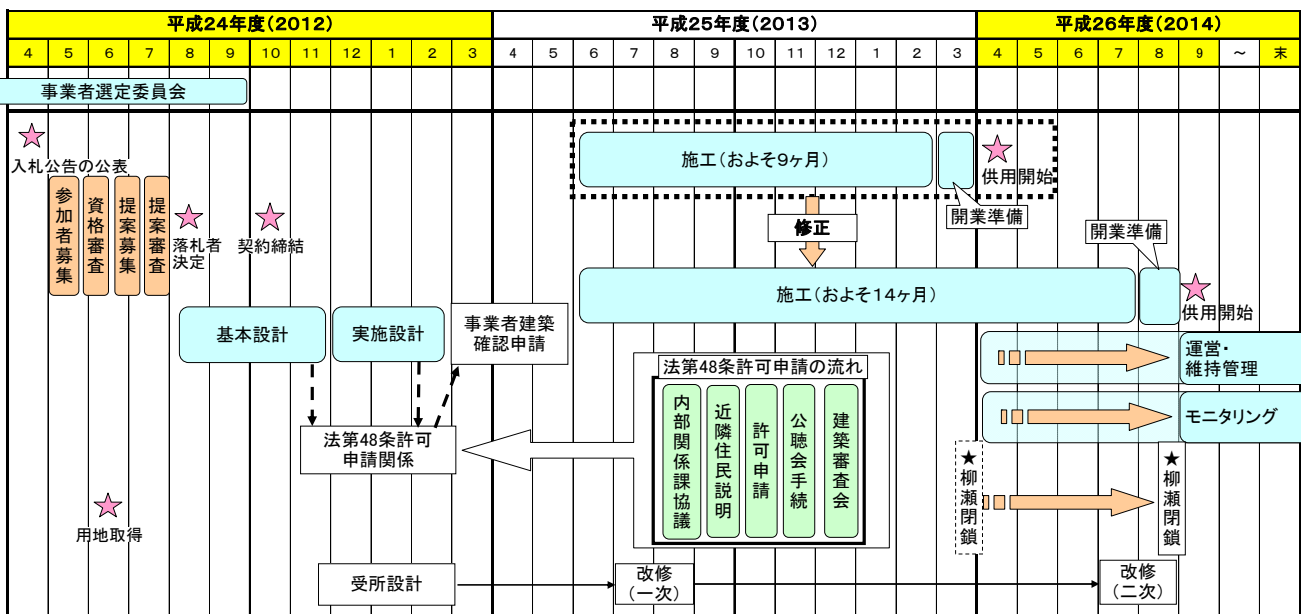
■ 今回示されている設計及び建設期間は、施設の規模から判断すると、厳しいと考える。また、今回は建築基準法 48 条のただし書きによる建築許可を得るといふ余分な手続きが必要になるため、期間の延長をお願いしたい。結果として、供用開始日は平成 26 年 9 月 1 日を要望する。

(実施方針への質問・意見を含め、同様の質問が他 7 件寄せられた)

- ✓ 供用開始時期については、用地の購入時期や建築基準法第 48 条ただし書き等を踏まえて現在検証しているところであり、ご意見についても参考とさせていただきます。

検証について

現行では平成 26 年 4 月 1 日供用開始としているが、標準的な工期は完了検査を含めておよそ一年程度と考えられることから、平成 26 年 9 月 1 日供用開始とすることがスケジュール的に妥当であると考える。



また、4月供用開始だと、受け所改修工事が完了しないままに供用開始することになる。

- ・ 子どもたちが直接食缶や食器を取りに来る中学校の給食受け所については、おかずの種類増や個別食器の導入等に伴って、食缶・食器等運搬用のコンテナが現行より増えることから、ほとんどの学校（今回対象校22校中19校）において、設置スペース確保のための改修工事が必要となる。
- ・ 改修には1～2ヶ月程度を要すると見込んでいるが、通常は給食を停止できないため、工事は夏休み期間中に行うしかない。しかし、普段から学校関連の改修はこの期間中に行われることから、工事が集中するため、単年度（平成25年度のみ）で一斉に改修することは、工事機材や人員の確保の点から困難である。

その他、以下の理由が挙げられる。

- ① 子どもたちの移行準備は夏休み期間を経て行う方が円滑に進むと考えられる。
- ② 短工期での工事により、近隣住民の生活環境への影響や建設コストの上昇などの要因となる。
- ③ 建築基準法上の許可申請や建築確認申請の期間に係る不確定な要素があり、事業者にとってリスクが大きすぎる。